

芳賀町観光協会通常総会

次 第

日時：令和8年6月29日（月）

15時00分から

場所：芳賀町役場2階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議 事

議案第1号 令和7年度事業報告及び収支決算について

議案第2号 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

議案第3号 芳賀町観光協会会則の一部改正について

議案第4号 役員の改選について

5 そ の 他

6 閉 会

令和8年度
通常総会資料

芳賀町観光協会

令和8年6月29日（月）

令和8年度 芳賀町観光協会総会次第

1 議 事

議案第1号 令和7年度事業報告及び収支決算について

議案第2号 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

議案第3号 芳賀町観光協会会則の一部改正について

議案第4号 役員の改選について

議案第1号 令和7年度事業報告及び収支決算について

令和7年度事業報告

実施主体	期 日	事 業 内 容	備 考
主 催 事 業	4月1日～13日	さくらまつり2025夜桜ライトアップ	かしの森公園
	4月5日	芳賀町観光に関するアンケートの実施 (抽選で当たる！キャンペーン)	さくらまつり2025
		さくらまつり2025 さくらの名所を巡るバスツアー	かしの森公園 当日来場者数：1万人
	4月12日～28日	五行川ぼたん桜ライトアップ	ロマンの湯西五行川
	5月12日～3月31日	芳賀町おさんぼガチャの開始（デジタルガチャ）	LINE登録者数：769人 ガチャ参加者：288人
	6月5日	正副会長会議（総会）	役場301会議室
	6月12日	理事会（総会）	役場大会議室
	6月24日	総会	役場大会議室
	9月6日	東京ソラマチとちまるショップ販促イベント 梨及び梨加工品の販売	東京都(スカイツリー)
	11月～R8.1月	観光写真コンテスト2025作品募集	Instagram部門新設 応募数52名 132点 一般部門：45名 113点 instagram部門：7名 19点
	令和8年1月15日	正副会長会議（さくらまつり2026）	役場第1委員会室
	令和8年2月5日	理事会（さくらまつり2026）	総合情報館多目的室
	令和8年1月23日	観光写真コンテスト2025審査会	役場301会議室
	令和8年2月3日～17日	観光写真コンテスト2025写真展	道の駅はが会議室
	令和8年2月15日	観光写真コンテスト2025表彰式	道の駅はが会議室
	令和8年2月～3月	食観光推進事業に係る説明	飲食店舗
	令和8年3月15日、29日	L×haga事業実行委員会共催 さくらまつり2026 プロモーションキャラバン	15日ステラタウン大宮 29日ライトキューブ宇都宮
	令和8年3月27日～31日	さくらまつり2026夜桜ライトアップ	かしの森公園
	通年	観光協会HP、インスタグラムの更新 観光大使と連携した観光・物産品等PRの実施	インスタ投稿数：372回 (令和6年：234回) フォロワー数：2,155人 (令和6年度末：1,355人)
協 力 事 業	7月19日～20日	芳賀町夏祭 祇園祭	祖母井神社
	8月3日 (2日順延)	芳賀町ロマン花火大会2025の開催	実行委員会協力 来場者数：2万人
	8月～令和8年2月	L×haga事業実行委員会への出席（会長）	開催日：令和7年8月4日、令和8年2月12日
	11月9日	第44回芳賀町民祭の開催	芳賀町協力 来場者数：5千人
	12月7日	HAGAグルメネーションフェス2025 おさんぼガチャ特別コラボ企画実施	役場東側駐車場 商工会協力
	令和8年3月17日	芳賀広域主催 広域観光キャンペーン	道の駅アグリパークゆめすぎと

令和7年度芳賀町観光協会収支決算

収入総額	1,583,807 円
支出総額	914,370 円
差引残額	669,437 円 (次年度繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差引増減	説 明
会 費	312,000	228,000	△ 84,000	会費76名×3,000円(会員数 104名)
補助金	1,200,000	1,200,000	0	町補助金
繰越金	153,266	153,266	0	前年度繰越金
雑収入	34	2,541	2,507	利子、さくらまつり2025売上残
合 計	1,665,300	1,583,807	△ 81,493	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差引増減	説 明	
細 節				細々節	内 容
報償費	320,000	326,820	6,820	報酬	正副会長報酬 120,000
					写真コンテスト審査員謝礼 20,000
					さくらまつり協力者謝礼 30,100
				賞品	写真コンテスト賞品 88,000 さくらまつり賞品 68,720
需用費	122,900	42,830	△ 80,070	消耗品費	お茶等消耗品 9,842 さくらまつり消耗品 32,988
役務費	300,000	85,815	△ 214,185	手数料	郵便代、振込手数料 63,815
				広告費	広告手数料 22,000
委託料	550,000	346,505	△ 203,495	業務委託料	さくらまつり 299,435
					おさんぽガチャPRポスター制作 47,070
					会員連携事業 0
使用料	92,400	92,400	0	使用料	ウェブサイト 92,400
備品購入費	50,000	0	△ 50,000	備品費	事務備品 0
負担金、補助 及び交付金	230,000	20,000	△ 210,000	負担金	栃木県観光物産協会年会費等 20,000
				補助金	観光物産品開発補助金 0
予備費	0	0	0	予備費	各事業への対応による調整 0
合 計	1,665,300	914,370	△ 750,930		

監 査 報 告 書

令和8年5月29日芳賀町役場において、令和7年度の収入、支出について出納簿、預金通帳、その他関係書類の監査を実施したところ、全ての内容が適正に執行・処理されていたことを報告いたします。

令和8年6月29日

監事 芦塚 浩一

監事 直井 康浩

議案第2号 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和8年度事業計画（案）

次の6項目を中心に事業の展開を図ります。

- 1 協会組織の充実・強化
 - ・ 総会、理事会、正副会長会議及び諸会議等の開催
- 2 観光宣伝・観光客の誘致
 - ・ 各種イベント等における観光PR活動及び観光パンフレット等の配布
 - ・ 芳賀町マスコットキャラクター「はがまるくん」を活用した観光PR
 - ・ 首都圏における「とちまるショップ」等の物販を活用した観光PR
 - ・ 各種メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等）への取材協力
 - ・ 会員及び商工会員と連携した“食”観光推進事業の実施
 - ・ LRT車内モニターを活用した乗客向け観光PRの実施
 - ・ L×haga事業実行委員会での議論を踏まえたプロモーションの実施
 - ・ 観光大使と連携した観光・特産品等PRの実施
- 3 観光情報の収集、分析及び発信
 - ・ イベント会場等での観光に関するアンケートの実施及び結果の分析
 - ・ 観光物産開発助長補助金の活用
 - ・ 町内の催事や風景等のPRに繋がる SNS等を活用した観光写真の募集
 - ・ 他市町の好事例研究のための視察研修会の開催
 - ・ 観光協会ウェブサイト、SNS等による町観光情報の発信
 - ・ 地域おこし協力隊や地域活性化起業人と連携した観光情報の発信強化
- 4 イベントの実施及び参加協力
 - ・ 観光協会員及び企業・地域団体等と連携したさくらまつりの開催
 - ・ 芳賀町ロマン花火大会への協力
 - ・ 観光写真コンテストの開催
 - ・ 芳賀町民祭への協力
 - ・ HAGAグルメネーションフェスへの協力
 - ・ 観光協会員と連携したイベントの企画及び開催
 - ・ L×haga事業実行委員会が主催するプロモーションキャラバンへの協力
 - ・ 郡内広域連携イベントや町内各種イベントへの協力
- 5 観光関係団体等との連絡協調
 - ・ 県内の観光関係団体等と緊密に連絡・協調した事業の推進
- 6 その他町の観光振興に関すること。

令和8年度事業計画（案）

実施主体	期 日	事 業 内 容	備 考
主催事業	4月1日～4月12日	さくらまつり2026夜桜ライトアップ	かしの森公園
	4月4日、5日	さくらまつり2026スタンプラリー開催	3月15日～4月5日
		さくらまつり2026 ～ひと駅先に、さくら・ら・ら～ 開催	かしの森公園
	4月11日～29日	五行川ぼたん桜ライトアップ	ロマンの湯西五行川
	5月20日	正副会長会議（総会）	役場301会議室
	6月11日	観光協会理事会（総会）	役場大会議室
	6月22日	食観光推進事業第1回会議	総合情報館多目的室
	6月29日	観光協会総会	役場大会議室
	10月17日	東京ソラマチとちまるショップ販促イベント	東京都(スカイツリー)
	10月～令和9年1月	観光写真コンテスト2026作品募集	今後、SNSのみでの募集 へ移行予定
	令和9年1月中旬	観光写真コンテスト2026審査会	道の駅はが会議室
	6月～令和9年3月	会員及び商工会員と連携した“食”観光推進事業の実施	
	随時	観光大使と連携した観光・特産品等PRの実施	
	通年	地域おこし協力隊や地域活性化起業人と連携した 観光協会HP、Instagramの更新	
協力事業	7月中旬	芳賀町夏祭 祇園祭	祖母井神社
	6月～令和9年2月	L×haga事業実行委員会への参加	会長
	11月8日	第45回芳賀町民祭の開催	芳賀町協力
	12月上旬	HAGAグルメネーションフェス2026 芳賀町ロマン花火大会2026 合同開催	役場東側駐車場 商工会・花火実行委員会 協力
	令和9年3月	芳賀広域主催 広域観光キャンペーンへの出店協力	
	令和9年3月	L×haga事業実行委員会主催 プロモーションキャラバンへの協力	

令和8年度芳賀町観光協会収支予算(案)

収入総額 2,500,000 円
支出総額 2,500,000 円

1 収入の部 (単位:円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差引増減	説 明
会 費	312,000	303,000	△ 9,000	会費 101名×3,000円
補助金	1,200,000	1,200,000	0	町補助金
繰越金	153,266	669,437	516,171	前年度繰越金
雑収入	34	327,563	327,529	利息、さくらまつり売上金等
合 計	1,665,300	2,500,000	834,700	

2 支出の部 (単位:円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差引増減	説 明	
細 節				細々節	内 容
報償費	320,000	504,000	184,000	報酬	会長報酬 20,000
					役員報酬 108,000
					さくらまつり協力者謝礼 200,000
					写真コンテスト審査員謝礼 20,000
				賞品	写真コンテスト賞品 100,000
					さくらまつり景品 56,000
需用費	122,900	100,000	△ 22,900	消耗品費	消耗品購入費 100,000
役務費	300,000	423,600	123,600	手数料	郵便代、振込手数料 100,000
				広告費	広告手数料 323,600
委託料	550,000	1,100,000	550,000	業務委託料	さくらまつり 600,000
					会員連携事業 500,000
使用料	92,400	92,400	0	使用料	ウェブサイト 92,400
備品購入費	50,000	50,000	0	備品費	事務備品 50,000
負担金、補助 及び交付金	230,000	230,000	0	負担金	栃木県観光物産協会年会費等 30,000
				補助金	観光物産品開発補助金 200,000
予備費	0	100,000	100,000	予備費	各事業への対応による調整 100,000
合 計	1,665,300	2,500,000	834,700		

芳賀町観光協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、芳賀町観光協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、芳賀町商工観光課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、芳賀町内の観光施設及び郷土物産の紹介、宣伝並びに観光客の誘致に努め、もって芳賀町の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査研究及び開発保存
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (3) 観光施設の整備促進
- (4) 郷土物産品の改善助長
- (5) 印刷物の発行及び各種催事の開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員及び役職員

(会 員)

第5条 本会は、芳賀町内において観光事業に関係のある団体及び関係者による会員を一般会員といい、本会の趣旨に賛同する団体及び企業並びに個人を賛助会員とし、この2会員を以って組織する。

(手 続)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の手続きを経て本会に申込むものとする。

(会 費)

第7条 本会員は、別に定める会費を納入する。

(脱 会)

第8条 会員が本会を脱会しようとするときは、書面をもって、その旨を会長に届けなければならない。

(除 名)

第9条 会員が本会に対する義務を怠り、又は本会の趣旨に違反し、若しくは本会の名誉をき損したときは、その会員を除名することができる。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 3 名 |

理 事 若干名

監 事 2名

(職 務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(選 出)

第12条 会長、副会長は、理事のうちから理事会において互選する。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

(任 期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 団体の役職により選任された者が任期中に当該役員を離れたときは、本会の役員を退任したものとみなし、その後任者が当該役員に就任するものとする。

(報 酬)

~~第14条 会長、副会長の報酬は、次のとおりとする。~~

~~会 長 年額 6万円~~

~~副会長 年額 2万円~~

~~2 在職期間が1年に満たないときは、その報酬は、月割により支給する。ただし、支給額に100円未満の額を生じたときは、切り捨てる。~~

第14条 会長、役員の報酬は、次のとおりとする。

会 長 年額 2万円

役 員 理事会及び理事会開催のための正副会長会議への参加回数に2千円を乗じた額

2 年額報酬を支払う場合において、在職期間が1年に満たないときは、その報酬は、月割により支給する。ただし、支給額に100円未満の額を生じたときは、切り捨てる。

(顧 問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

(書 記)

第16条 本会の会務を処理するために書記を置き、会長がこれを任免する。

第3章 会 議

(会 議)

第17条 本会の会議は、通常総会、理事会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年開催し、臨時総会は会長が認めたとき、又は会員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面による請求があったとき開催する。

3 総会及び臨時総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。ただし、出席は委任状

をもって代えることができる。

4 会議の議長は会長があたる。

(総 会)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画並びに収支予算の承認
- (3) 事業報告並びに決算の承認
- (4) 役員の選出
- (5) その他重要事項

(理事会)

第19条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画並びに収支予算の承認
- (3) その他本会の業務運営に必要な事項

(採 決)

第20条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会 計

(収 入)

第21条 本会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第22条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

(委 任)

第23条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成6年2月28日から施行する。

平成11年7月13日一部改正

平成24年8月31日一部改正

令和元年6月5日一部改正

令和8年6月29日一部改正

議案第4号 役員の改選について

令和8・9年度芳賀町観光協会役員名簿（案）

NO	職 名	所属名称	役 職	氏 名	備 考
1	会長	(有)栃木設計	代 表	加藤 均	
2	副会長	J Aはが野	理 事	小林 幸一	
3	副会長	芳賀町ロマン開発（株）	代 表	阿久津 俊夫	
4	副会長	金田果樹園	代 表	金田 正	
5	理事	芳賀町商工会	会 長	田川 治道	
6	理事	芳賀町工業団地連絡協議会	事務局長	手塚 孝幸	
7	理事	商工会青年部	部 長	沼能 秀典	
8	理事	(株) 大津屋呉服店	代 表	水沼 正	
9	理事	(株) 森百貨店		森 多佳子	
10	理事	栃木県女性農業士		石下 尚美	
11	理事	J Aはが野芳賀地区女性会	会長	小林 峰子	
12	理事	はがめぐ		鉢村 絵美	
13	監事	(株) 足利銀行芳賀支店	支店長	芦塚 浩一	
14	監事	真岡信用組合芳賀支店	支店長	直井 康浩	

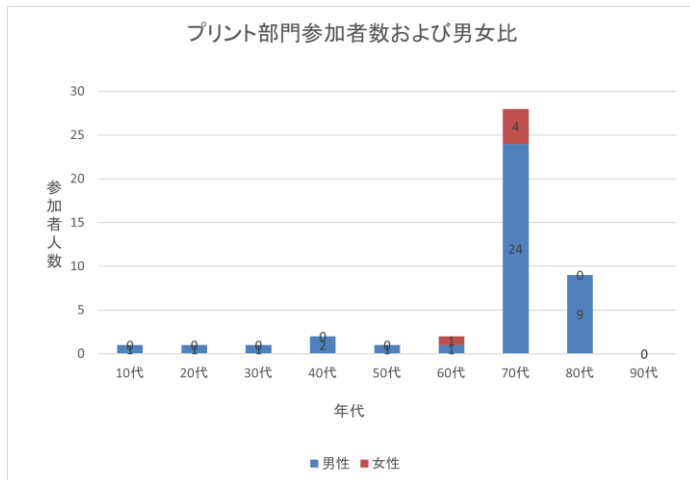
観光協会事務局

1	事務局	芳賀町商工観光課	事務局長	田中 亜紀子	
2	事務局	芳賀町商工観光課	事務局	宗川 忠貴	
3	事務局	芳賀町商工観光課	事務局	佐藤 宏則	
4	事務局	芳賀町商工観光課	事務局	杉本 絵梨菜	

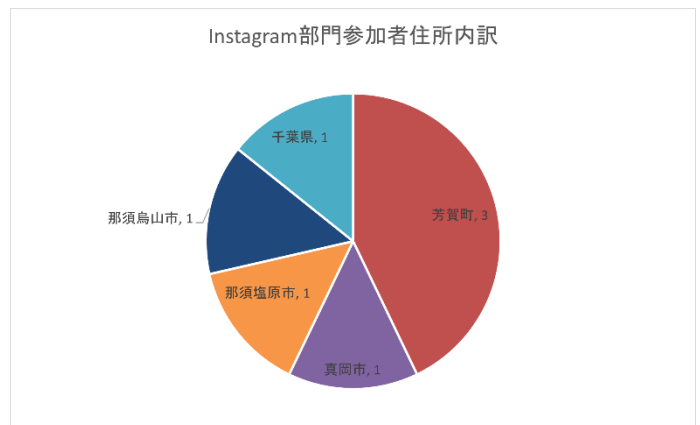
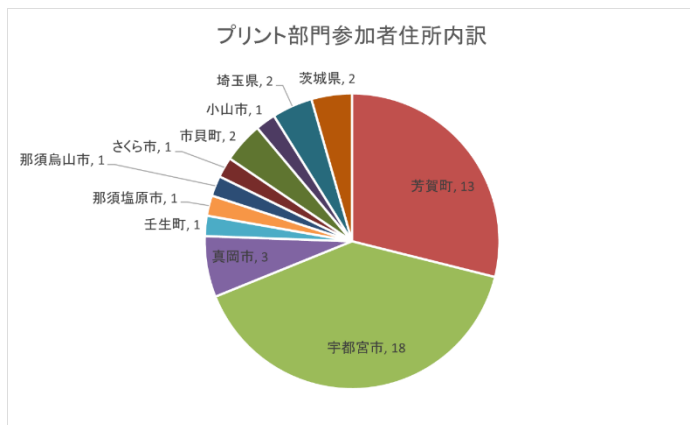
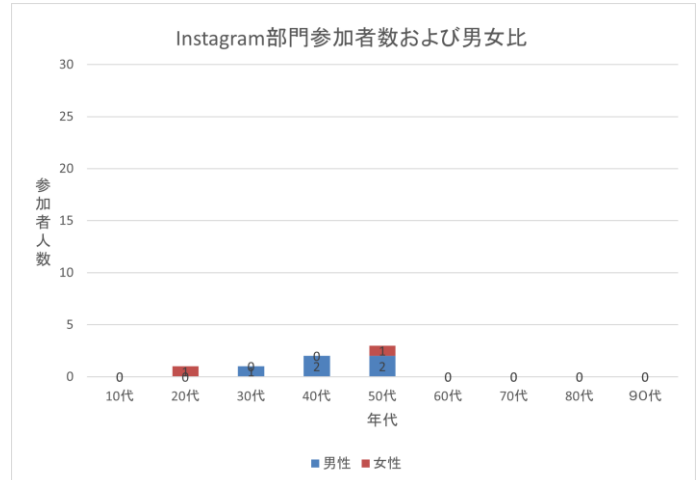
[illegible]

観光写真コンテスト参加者傾向

【プリント部門】



【Instagram 部門】



プリント部門：45名 113点応募

- ・約9割が男性
- ・70～80代の参加者が多い
- ・町民＜宇都宮市在住
- ・例年参加している方からの応募がほとんど
→毎年新規の参加が1～3名程度

Instagram 部門：7名19点応募

- ・参加者数が少ない
→新設したため、認知度が低い(PR不足)
→賞金がプリント部門より低額
- ・参加者の年代は50代以下
→スマートフォン1台あれば参加できるため
高価な機材や技術がなくても気軽に参加可能
- ・参加者7名中5名が新規の参加

<今後の開催方針>

- ・徐々にSNS(Instagram)のみでの開催に移行する
→今年度はプリント部門とInstagram部門で開催し、両部門の賞金の割合を変更し、Instagram部門の存在感を高めていく予定

芳賀町 “食” による観光振興事業

観光のために無理をする事業ではありません。
今まで、皆様が大切にしてきた芳賀町の“食”や“食材”の
魅力や価値を「繋げ・発信」するための事業です。

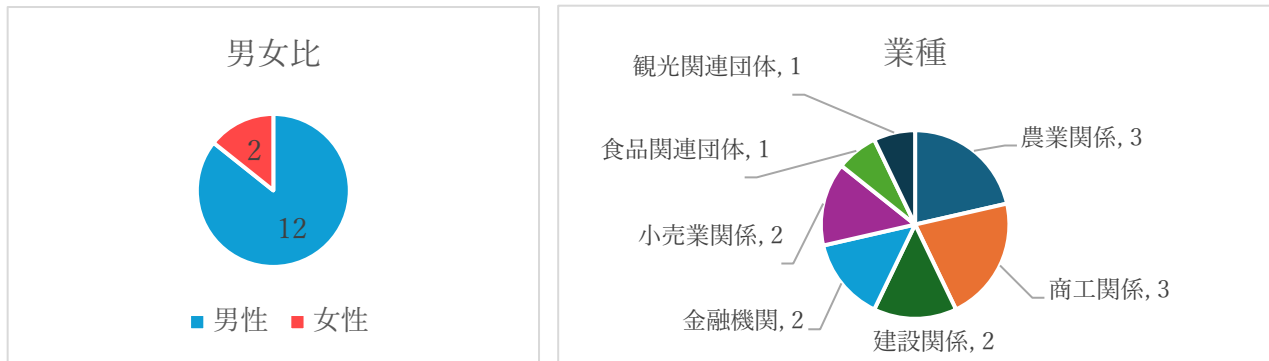
- 1 目的 芳賀町の“食”や“食材”を通じて、飲食店や生産者、それに関わる人々が繋がり、それぞれの価値を高め、相互に魅力を発信することで、芳賀町への観光客誘致を促進し、町内での消費額向上、地域経済の活性化、地域ブランドの強化、さらには町内での利益循環の仕組みを構築することを目的として実施するものです。
- 2 事業内容
 - ・意見交換会の開催(年4回程度)
 - ・町内飲食店や生産者等をターゲットにした各種セミナーの開催(年2回程度)(SNS等による情報発信など)
 - ・観光協会主催イベント等への参加事業者協同による“食”の魅力発信ブースの出店
 - ・ご当地グルメの開発検討
 - ・食×体験による新たな価値の提供
 - ・SNS等での情報発信
 - ・飲食店と生産者を繋げる取組
- 3 参加条件
 - ・目的に賛同し、自らの事業や商品の価値を高め、“食”を通じて町を盛り上げたいという熱い思いを持った町内の事業者
 - ・本業を第一にしながらも、本事業に前向きに、積極的に参加できる事業者
- 4 今後の予定
 - 3月上旬 参加者の決定(10事業者)
 - 6月 第1回会議(参加者顔合わせと今後の進め方)
 - 7月 セミナー開催
 - 8月中旬 第2回会議(L×haga実行委員会協働「飲食店と生産者意見交換」)
 - 9月以降 第3、4回会議
 - 4月上旬 さくらまつりへのブース出店



観光協会役員への女性理事の参画促進について

1.現状

- ・理事会の構成員 14 名のうち、女性は 2 名のみであり、男女比に偏りがある。
- ・現在の理事会は、地域産業を支える事業者や団体を中心に構成されている一方、女性や若年層の視点を取り入れ難い構造となっている。



2.観光推進における女性目線の必要性

- ・観光庁「旅行・観光消費動向調査」の国内旅行に関する研究では、宿泊旅行・日帰り旅行の双方の総消費額において、女性が男性を上回る傾向が示されている。特に土産・買物分野では女性の支出割合が高い結果が出ている。
- ・近年は「食」「景観」「体験」「写真映え」などの女性目線による観光需要や、SNS 等を通じた情報発信の影響力が高まっている。

観光推進事業における女性的視点の重要性の高まり

3.目指す姿

- ・男女バランスの取れた理事構成により、多様な視点での提案・意見等が活発議論され、芳賀町にあった観光推進事業が進められる組織。

4.理事会の活動について

- ・年間活動予定 年間 10 回(令和 7 年度参考)
観光協会 総会 1 回(6/24)、理事会 2 回(6/12・2/5)
ロマン花火大会実行委員会 7 回(5/9・6/12・7/3・7/11・7/29・10/3・12/23)

5.協力依頼

- ・任期 2 年(芳賀町観光協会会則第 13 条)
- ・役割 協会運営に関する会議での意思決定および提案
観光振興への提案、助言
関係団体との連携
事業やイベントへの協力